



【発信日】令和2年7月28日

【問い合わせ先】

大野市役所（結とびあ1階 1番窓口）

民生環境部福祉こども課 山田、村中、川端、眞柄

電話 0779-66-1111 内線 4144

大野ですくすく子育て応援パッケージ 主要3事業を実施します

①子ども医療費助成の大幅拡充 ②第2子保育料免除 ③家庭育児応援手当

子育て世帯の経済的負担を軽減し、子どもが健やかに育つ環境づくりを進めるため、下記のとおり、「大野ですくすく子育て応援パッケージ」の主要3事業を実施します。

記

- 1 対象事業
 - ①【拡充】子ども医療費助成の大幅拡充（10月受診分から）
 - ②【拡充】第2子保育料免除（9月分から）
 - ③【新規】家庭育児応援手当の支給（9月分から）

- 2 内 容
 - ①子ども医療費助成の大幅拡充
 - ◆対象を県内大学等に通学する20歳まで拡充（現行：中学生まで）
 - ◆窓口無料化（現行：小学1年生以上は医療機関ごとに月500円までの自己負担あり）
 - ◆対象人数：約4,100人（現行：約3,200人）
 - ②第2子保育料免除
 - ◆世帯の第2子の保育料を完全に無料化（現行：半額又は全額賦課）
 - ◆対象人数：約130人（新たに無料となる人数）
 - ③家庭育児応援手当の支給
 - ◆保育所等を利用せず低年齢児を家庭で子育てする世帯に対し、月額1万円の手当を支給（第2子以降の3歳未満児が対象）
 - ◆対象人数：約30人 ※対象人数は全て見込

- 3 独自拡充
 - ① 19歳以上を対象とするのは県内で大野市のみ、全国トップクラス
 - ②・③ 所得制限（※）を設けないのは県内の市では大野市のみ

※県事業では年収360万円未満相当世帯に制限

- 4 資 料 別紙①～③のとおり

1. 医療費の窓口無料化（負担金の撤廃）

○現行 小学生以上は、医療機関ごとに月額500円を上限に自己負担金あり※

※ 入院の場合は日額500円、月額4,000円が上限

○改正後 **無料**

2. 対象者の大幅拡充

○現行 中学3年生までの全ての子ども

○改正後 ①**高校3年生相当までの全ての子ども**※¹（満18歳到達の年度末まで）

②**県内大学等に通学する2年生相当までの子ども**※²（満20歳到達の年度末まで）

※ 1 ・学生でない者を含む。

・高等専門学校の際に入る場合等、進学のために県内で転出した場合も、他市町の助成の対象外、かつ、保護者の住民登録が大野市にあれば対象とする。

※ 2 ・県内大学等：県内の大学、短大、高等専門学校、専修学校（専門課程に限る）、高等学校等。

・大野市に住民登録があり、かつ、市内から通学している子どもに限る。

②は県内初・
全国トップクラス

3. 条例施行期日

○令和2年10月1日（10月診療分から）

※ 本制度の改正に伴う他の制度の改正（同日施行）

本制度に優先して適用されている ○母子家庭等医療費助成 ○重度障害者医療費助成 の両制度について、窓口無料となる年齢を、現行の【満15歳到達の年度末まで】から同水準の【満20歳到達の年度末まで】とする条例改正を行う。

大野市における第2子保育料免除のイメージ【大野ですくすく子育て応援パッケージ】

別紙②

- 令和2年9月から、県の補助対象の拡充に伴い、国基準で半額とされる年収360万円未満相当世帯の第2子の保育料を免除する。（補助率1/2）
- さらに市単独事業として、**県内の市では初めて**年収360万円**以上**相当世帯の第2子の保育料を免除する。 ⇒**世帯の第2子の完全無償化**

(円)

3歳以上児		第1子				第2子				第3子以降			
		右記以外		ひとり親世帯等		右記以外		ひとり親世帯等		右記以外		ひとり親世帯等	
階層	市民税所得割額	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
全ての所得階層		無料 (令和元年10月から国の無償化)				無料 (令和元年10月から国の無償化)				無料			

(円)

年収360万円ライン※

3歳未満児		第1子				第2子				第3子以降				
		右記以外		ひとり親世帯等		右記以外		ひとり親世帯等		右記以外		ひとり親世帯等		
階層	市民税所得割額	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	
未 年 満 相 当 3 6 0 万 円 (黄)	第1	生活保護世帯等	無料		無料		無料		無料		無料		無料	
	第2	非課税世帯	無料 (令和元年10月から国の無償化)		無料 (令和元年10月から国の無償化)		無料		無料		無料		無料	
	第3	48,600円未満	12,800	12,600	4,400	4,300	半額 ⇒ 無料 (県・市で拡充)		無料		無料		無料	
	第4	48,600円～97,000円未満	48,600円～57,700円未満	21,800	21,400	〃	〃	半額 ⇒ 無料 (県・市で拡充)		無料		無料		
以 上 年 収 相 当 3 6 0 万 円 (赤)	第4	48,600円～97,000円未満	57,700円～77,101円未満	〃	〃	〃	〃	半額 ⇒ 無料 (市独自)		無料		無料		
	第4	48,600円～97,000円未満	77,101円～97,000円未満	〃	〃	21,800	21,400	半額 ⇒ 無料 (市独自)		無料		無料		
	第5	97,000円～169,000円未満		33,300	32,700	33,300	32,700	①同時通園の場合：半額 ②同時通園でない場合：全額		無料		①3人同時通園の場合：国基準で無料 ②3人同時通園でない場合：県・市で無料 (国基準は半額又は全額)		
	第6	169,000円～301,000円未満		42,500	41,800	42,500	41,800	半額 ⇒ 無料 (市独自)		無料		無料		
	第7	301,000円～397,000円未満		48,000	47,200	48,000	47,200	半額 ⇒ 無料 (市独自)		無料		無料		
	第8	397,000円以上		52,800	51,900	52,800	51,900	半額 ⇒ 無料 (市独自)		無料		無料		

※ 国のモデルでは、ダブルインカム（共働き）のケースは、妻がパートタイム労働・非課税程度の収入がある場合を想定している。
このため、シングルインカムであるひとり親世帯においては、同じ年収360万円であっても、相当する税額が異なる。（上記二重線の凸凹）

保育所等を利用せず家庭で子育てする世帯への支援

▼子育て世帯の経済的負担を軽減し、子どもが健やかに育つ環境づくりに資するため、**第2子以降の満3歳未満児を家庭で子育てする世帯を対象に、令和2年9月から月額1万円**の家庭育児応援手当を支給する。

▼福井県の事業（同時施行）では、年収360万円未満相当世帯のみ対象。

⇒ **大野市では県内の市で唯一、所得制限を設けず**手当を支給。

保育所等利用家庭

9月から新たに**第2子の3歳未満児**の保育料を免除

※第3子以降は無償化済み
※3歳以上児は9割以上が保育所等を利用しており、無償化済み

支給対象者

次の要件を全て満たす方

- ▼大野市に住民登録があること
- ▼児童手当の受給者であること
または児童と同居の養育者であること
- ▼育児休業給付金を受給していないこと
- ▼在宅で育児をしている世帯であること

対象児童

次の要件を全て満たす児童

- ▼大野市に住民登録があること
- ▼生後8週以上、**満3歳未満**であること
- ▼世帯の**第2子以降**の子であること
- ▼**保育所等に入所していない**こと

支給額

対象児童1人につき月額1万円

支給時期

毎年2・6・10月に4か月分をまとめて支給（児童手当と同月）

申請の流れ

1. 令和2年9月に、対象となる方※に市から直接案内文を送付
2. 10月末までに市に申請
3. 支給決定後、初回9～12月分を令和3年2月に振込み

※9月1日現在の対象者。

9月2日以降の出生・転入者は随時受付。